

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の有効性・効率性の追求とコンプライアンス体制の確立が企業の持続的な発展の基本と考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとして捉えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1 - 2 株主総会における権利行使】

補充原則1 - 2 (4)

当社は、2019年3月末時点で当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、海外投資家の比率を踏まえて必要に応じて、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳を進めてまいります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

補充原則3 - 1 (2)

当社は、2019年3月末時点で当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、海外投資家の比率を踏まえて必要に応じて英語での情報の開示・提供を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために有益と判断される場合は、政策保有株式を保有します。

取締役会は、個別の政策保有株式の保有の適否を毎年検証し、保有の意義が乏しい銘柄については縮減を進めます。

当社は、原則として政策保有株式の議決権を行使します。議案について、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、当社は賛成を表明します。

なお、ニッセイ・コーポレートガバナンス基本方針の第2条に『株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針』を定めており、当社Webサイトにおいて開示しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役が、当社と競業または利益相反するおそれのある取引を行う場合、社内規程に定めた手順に従い、取締役会の承認を得ることとします。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金制度は、積立金・掛金を運用受託機関において運用する確定給付企業年金制度と従業員自身が運用する確定拠出年金制度で成り立っています。

確定給付企業年金制度の運用受託機関は、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に委託しております。運用機関からは定期的に社内の担当部門が報告を受けるとともに、当社の運用方針に沿っているか確認の上、建設的な対話を通じ、スチュワードシップ活動をモニタリングし、課題の改善に向けた取組みを促しています。

また積立金の運用が当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、社内の担当部門が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(i) 当社は、ニッセイ企業憲章において、当社および当社グループの役員および従業員等が常に倫理的に行動するための企業理念および行動基準を定めるとともに、ステークホルダーとの関係について定めており、当社Webサイト(<http://www.nissei-gtr.co.jp/corporate/behavior.html>)に掲載しております。

また、2019年度を初年度とする中期経営計画を策定し、2019年5月7日に開示しております。

(ii) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当報告書の「1.1 基本的な考え方」のとおりです。基本方針は、当社Webサイトに掲載の「ニッセイ・コーポレートガバナンス基本方針」(<http://www.nissei-gtr.co.jp/ir/governance.html>)のとおりです。

(iii) 取締役および執行役員の報酬は、取締役および執行役員の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることができる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならないと考えております。取締役の報酬は、全員を対象とする基本報酬に加え、社外取締役を除く取締役を対象とする報酬として、事業年度ごとの業績に対する成果責任を反映した業績連動報酬から構成されます。執行役員の報酬は、基本報酬、業績連動報酬から構成されます。取締役の報酬については、社内規程に基づき算定し、報酬委員会の検討および答申を経て、取締役会にて決定します。執行役員の報酬については、社内規程に基づき算定し、報酬委員会の検討および答申を経て、社長が決定し取締役会へ報告します。

報酬委員会が取締役および執行役員の報酬の額について答申をする場合には、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬の額の適正性を検討します。

当社は、取締役に対して支払われた報酬の総額について、適切な方法により開示します。

(iv) 当社の経営幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針および手続きは以下のとおりです。

当社は、取締役について、優れた人格・見識を有し、取締役としての職務を適切に遂行できる者でなければならないと考えます。また、社外取締役は、前記の条件に加え、以下にある原則4 - 9に定める基準(以下、「独立性基準」という)に反しない者でなければならないと

考えております。取締役候補者は、取締役会の任意の諮問機関としての指名委員会における手続きを経たうえで、取締役会において決定されます。

当社は、執行役員について、優れた人格・見識を有し、担当する事業・業務に精通し執行役員としての職務を適切に遂行できる者でなければならないと考えております。執行役員は、指名委員会における手続きを経たうえで、取締役会において決定されます。

なお、指名委員会は、取締役の選解任に関する株主総会の議案および執行役員の選解任に関する取締役会の議案の内容について、当該議案の確定前に公正、透明かつ厳格な審査を行い、取締役会に答申します。

当社は、監査役について、優れた人格・見識を有し、監査役としての職務を適切に遂行できる者でなければならないと考えております。

また、社外監査役は、前記の条件に加え、独立性基準に反しない者でなければならないと考えております。監査役候補者は、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定されます。

- (v) 当社は、社外役員については、個々の選任理由を株主総会招集通知にて開示します。また、取締役・監査役の選任・指名については、株主総会招集通知に個人別の経歴を示しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

当社は、執行役員制度を導入し、執行役員による業務執行と取締役会による監督とを分離し、意思決定の迅速化とガバナンスの強化を図ります。

取締役会は、法令、定款および社内規程にて定められた重要な業務執行の審議・決定をするとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、前記の取締役会による業務執行の決定を必要とする項目以外の項目を、代表取締役、業務執行取締役または執行役員に委任します。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役について、優れた人格・見識を有し、取締役としての職務を適切に遂行できる者であり、かつ、当社の独立性基準に反しない者でなければならないと考えております。また、当社の独立性基準は、当報告書の「II.1【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

当社の取締役会の人数は定款に定める10名以内とし、取締役会における経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行うために適切な人数の社外取締役を置くものとします。また、取締役会は、当社グループの事業運営に資するため、異なる知見・経験等の背景を備えた人員による多様性ある構成とします。

なお、ニッセイ・コーポレートガバナンス基本方針の第6条に「取締役会の構成」、第7条に「取締役・執行役員の資格および指名手続」を定めており、当社Webサイトにおいて開示しております。

補充原則4-11(2)

当社は、当社の社外役員の兼職状況を、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、毎年開示します。

補充原則4-11(3)

取締役および監査役は、取締役会の有効性・実効性等について、毎年評価を行い、その結果を取締役に提出します。取締役会は、その評価に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示します。

当社は、2019年4月に全取締役および全監査役を対象に取締役会の有効性・実効性等に関する評価をアンケートに回答する方法で行い、その評価結果について2019年5月開催の取締役会において審議し、以下のとおり分析・評価を行いました。

(2018年度における取締役会の実効性に関する分析・評価の概要)

- ・ 当社取締役会は、多様な経験や専門性をもつ社外取締役および監査役を含め構成され、活発な議論が行われていることを確認し、「ニッセイ・コーポレートガバナンス基本方針」に定める重要な業務執行の審議・決定および取締役・執行役員の職務執行監督機能を発揮していると評価しました。
- ・ 中長期的な視点に立った議案審議をさらに深め、リスク管理体制を含む経営課題の議論および情報共有の機会を増やすべきなど、建設的な意見が出されました。取締役会は、各取締役および各監査役から提出された意見を踏まえて、取締役会の実効性のさらなる向上に努めてまいります。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の事業内容、法令順守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないと考えております。

新任社外役員は、当社の経営戦略、事業内容その他の重要な事項について社長またはその指名するものから説明を受けます。

当社は、補充原則4-11(3)に定める評価を参考にし、取締役および監査役のトレーニングの機会(社外役員に対しては、当社グループの業務内容を理解する機会を含む)を設けます。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との建設的な対話を促進するための基本方針については、以下のとおりとしております。

1. 基本的な考え方

株主・投資家への情報提供の機会を増やし、最新の情報を分かりやすく伝えることによって、企業の透明性向上に努め、長期的な信頼関係を結ぶように努めます。

2. 株主との対話を統括する責任者

株主・投資家との建設的な対話については、経営企画担当部門が窓口となり、経営企画担当執行役員が対応し、対話を補助する社内の関係部門と日常的に連携します。

3. 対話の手段およびフィードバックの仕組み

期末決算および第2四半期決算発表の後、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催するほか、当社Webサイトにおける情報提供や株主通信等による情報提供を行います。

当社は、対話により把握した株主の意見を取締役に報告し、適宜共有されるよう努めます。

4. 株主との対話におけるインサイダー情報の管理

情報管理に関する社内規程に従い、インサイダー情報漏洩を未然に防止する体制を整備します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ブラザー工業株式会社	16,685,558	60.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	679,200	2.44
ニッセイ取引先持株会	631,528	2.27
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	542,300	1.95
オリエンタルモーター株式会社	539,900	1.94
MSIP CLIENT SECURITIES	517,000	1.86
日本生命保険相互会社	387,417	1.39
住友生命保険相互会社	279,300	1.00
ニッセイ従業員持株会	229,666	0.82
株式会社椿本チエイン	221,800	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	ブラザー工業株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 6448

補足説明 更新

上記「2. 資本構成 (2)大株主の状況」につきましては、2019年3月末での情報を記載しております。
 当社は、自己株式を1,463,626株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 所有株式数の割合は、自己株式を除外して計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、ブラザー工業株式会社に、資金の預入および製品の販売しております。資金の預入については、市場金利を勘案した合理的な利率によっており、製品の販売につきましては、価格その他の取引条件等は、一般取引先と同様に市場価格等を勘案して公正・適切な決定をしており、少数株主の権利を害することのないよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

ブラザー工業株式会社は、当社の議決権の60.16%を所有しており、当社の親会社に該当いたします。
 当社は上場取引所の定めに基づく独立役員に該当する社外取締役を選任しており、親会社から独立した経営判断を行える状況にあると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
土屋 総二郎	他の会社の出身者											
高橋 源樹	他の会社の出身者											
永田 達也	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋 総二郎	○	――	土屋総二郎氏は、長年にわたり株式会社デンソーの取締役に就任しておりました。その経歴を通じて培われた豊富な見識及び経験に基づき、当社社外取締役として経営陣から独立した立場で職務を遂行していただけたと考えております。 また、同氏は上記a～kのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。

高橋 源樹	○	——	高橋源樹氏は、長年にわたりヤマハ株式会社の取締役就任しておりました。その経歴を通じて培われた豊富な見識及び経験に基づき、当社社外取締役として経営陣から独立した立場で職務を遂行していただけたと考えております。 また、同氏は上記a～kのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。
永田 達也	○	——	永田達也氏は、長年にわたり株式会社LIXILの上席執行役員を務め、国際統括・経営企画・人事等の様々な部門における豊富な経験と見識を有しており、これらの経験と見識に基づき、当社社外取締役として経営陣から独立した立場で職務を遂行していただけたと考えております。 また、同氏は上記a～kのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役および執行役員への指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問委員会として指名委員会および報酬委員会を設置しています。

指名委員会は、取締役および執行役員の適切な選任を目的として設置され、取締役の選任および解任に関する株主総会議案、執行役員の選任および解任に関する取締役会議案、社外取締役の独立性基準の内容、最高経営責任者等の後継者計画等について取締役会に答申する権限を持っています。指名委員会は、土屋総二郎、長谷川友之、高橋源樹、永田達也、佐藤明敏、土屋総二郎（社外取締役）、高橋源樹（社外取締役）、永田達也（社外取締役）の5名で構成され、社外取締役の土屋総二郎が委員長であります。

報酬委員会は、取締役および執行役員の適切な報酬の決定の目的で設置され、取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容、取締役および執行役員の報酬に関する規程等の内容等を取締役に答申する権限を持っています。報酬委員会は、高橋源樹、長谷川友之、土屋総二郎（社外取締役）、高橋源樹（社外取締役）、永田達也（社外取締役）の4名で構成され、社外取締役の高橋源樹が委員長であります。
両委員会とも、必要に応じて随時開催いたしますしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	当社、必要に応じて、監査機能を担う各監査役・内部監査部門・会計監査人が相互に連携を取る体制を構築しております。
社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水野 聡	弁護士													
神田 靖	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野 聡	○	_____	水野聡氏は、長年にわたる弁護士としての経歴を通じて培われた専門的な知識及び経験に基づき、当社社外監査役として経営陣から独立した立場で職務を遂行していただけてと考えております。 また、同氏は上記a～mのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。
神田 靖	○	_____	神田靖氏は、東邦瓦斯株式会社の取締役および監査役を歴任し、同社財務部門の責任者を務めた経歴からの、豊富な経験および財務・会計に関する知見に基づき、当社社外監査役として当社経営陣から独立した立場から職務を遂行していただけてと考えております。 また、同氏は上記a～mのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	更新	5名
--------	----	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当社の社外役員の独立性基準は以下のとおりです。

1. 当社は、以下のいずれかに該当する者は当社からの「独立性」を有していないものと判断する。

(1) 現在および過去において、当社および当社子会社(以下、「当社等」という)の取締役、執行役または支配人その他の使用人(執行役員を含む)である者

(2) 現在および直近の過去5年間において、以下のいずれかに該当する法人その他の団体(以下、「法人等」という)の業務執行者(注1)で

ある場合

- ・当社の主要株主(注2)である法人等
- ・当社等が主要株主である法人等
- ・当社等に、当社の当該事業年度の連結売上高の2%以上の金額を支払っている法人等
- ・当社等から、年間1,000万円または当該法人等の当該事業年度の連結売上高の2%のいずれか大きい金額を支払われている法人等
- ・当社等から、年間1,000万円または当該法人等の当該事業年度における総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている法人・団体等

- (3) 現在および直近の過去5年間に、当社等から取締役を受け入れている会社の業務執行者である者
- (4) 現在および直近の過去5年間に、当社等の会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (5) 現在および直近の過去5年間に、その事業年度の連結売上高の2%以上の金額または1,000万円のいずれか高い方の額(役員報酬を除く)を当社等から支払われているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するコンサルタント、会計専門家または法律専門家)
- (6) 現在および直近の過去5年間に、上記(1)から(5)に掲げる者(重要な者(注3)でない者を除く)の近親者(注4)

2. 社外役員の候補者選定にあたっては、指名委員会および取締役会において「独立性」の有無を確認するものとする。

注1: 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者、使用人、理事(外部理事を除く。)、その他これに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。

注2: 議決権保有割合10%以上の株主をいう

注3: 上記1(1)から(3)の場合は取締役、執行役または部長職以上の使用人(執行役員を含む)をいう。上記1(4)の場合は各監査法人に所属する公認会計士をいう。上記1(5)の場合は取締役、執行役もしくは部長職以上の使用人(執行役員を含む)、各監査法人に所属する公認会計士または各法律事務所に所属する弁護士をいう。

注4: 2親等以内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬は、常勤の取締役を対象としており、前事業年度の業績に対して、取締役報酬規則に定めた査定方法により算定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当該事業年度有価証券報告書・事業報告では、全取締役の総額以外に、社外取締役の総額の報酬を別記しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の明確な経営責任に基づく客観的かつ透明性のある報酬体系を定め、他企業の報酬水準や従業員の処遇水準も勘案した適正な報酬額の支給を行う方針です。

当社は、役員の明確な経営責任に基づく客観的かつ透明性のある報酬体系を定め、他企業の報酬水準や従業員の処遇水準も勘案した適正な報酬額の支給を行う方針です。

当社の取締役の報酬については、「基本報酬」及び、常勤の取締役のみを対象とする、事業年度ごとの業績に対する成果責任を反映した「業績連動報酬」から構成されており、当社所定の取締役報酬規則、その付表及び細則(以下、「取締役報酬規則等」)に基づき算定し、報酬委員会の答申を経て、取締役会で決定することとしております。なお、取締役報酬規則等の改定は、報酬委員会の答申を経た上で取締役会決議を要することとしております。

取締役の報酬総額(「基本報酬」及び「業績連動報酬」)につきましては、2013年6月14日開催の第105回定時株主総会(当時の取締役の員数は5名)の決議により定められた報酬総額の上限の範囲内(年額250百万円以内(うち社外取締役50百万円以内))において、決定しております。

常勤の取締役における「基本報酬」及び「業績連動報酬」の支給割合は、「基本報酬」については、総報酬額(基準額ベース)に対し68%から73%にあたる金額を役員ごとに定めており、「業績連動報酬」については、総報酬額(基準額ベース)に対し27%から32%にあたる金額を役員ごとに定めております。

また、取締役の報酬額は、取締役報酬規則等に基づき、一定の基準額に役位ごとに定められた係数を乗じて算定している他、「業績連動報酬」につきましては、当該事業年度の業績に対して、取締役報酬規則等に定めた査定方法により加減算して算定しております。

なお、当社の株式の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、取締役は基本報酬額のうち一部を役員持株会に拠出し、当社の株式を取得することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制:経営企画部長が、常に必要な資料・情報を提供する体制をとっております。

社外監査役のサポート体制:常勤監査役および専属スタッフが常に必要な資料・情報を提供する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて外部からの客観的・中立的な経営監視の機能は重要と考えており、取締役会は取締役9名(うち社外取締役3名)で構成され、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会において、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。

また当社では、社内組織上の執行役員制度を設けて、業務執行と監督を分離し、意思決定の迅速化とガバナンスの強化を図っております。執行役員は取締役会にて選任され、業務執行の責任を負います。

さらに、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を、原則月2回と必要に応じて随時、開催します。戦略会議は、社長が議長となって、グループ全般の業務範囲に関する戦略立案及び業務執行の審議を行います。

2. 監査・監督

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役は、監査役会で定めた監査基準に従って、取締役会等の重要な会議に出席し意見陳述を行うほか、内部監査室と意見交換を行い、監査役専属スタッフを用いて業務及び財産の状況を調査するなどして、取締役の職務執行を監査しております。

当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、業務の有効性・効率性、コンプライアンス、財務報告の信頼性の視点から当社及び子会社の監査を行っております。内部監査室は、年度の監査方針及び監査計画を監査役会へ報告するとともに、監査実施結果を代表取締役社長及び監査役会に報告しております。

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会計監査人に対して正しい経営情報を提供し公正不偏の立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査人は監査役及び内部監査室と定期的に会合を持つ等意見を交換し、連携して監査する体制を構築しております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、鈴木基之及び北岡宏仁の2名であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士補等9名であります。

3. 指名

取締役候補は、過去の職歴、実績、経験等を助案の上、指名委員会の検討および答申を経て、取締役会にて決定した後、取締役の選任に関する議案として株主総会に上程いたします。

監査役候補は、過去の職歴、実績、経験等を助案の上、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定した後、監査役の選任に関する議案として株主総会に上程いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査役による監査に加え、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みとして、複数の独立した取締役による監督がふさわしいと考えており、現状としても取締役9名のうち3名を社外取締役が占めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主により理解を深めていただくために、招集通知の早期発送に努めております。、2019年6月18日に開催しました第111回定時株主総会の招集通知は2019年5月28日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の利便性を考慮して、集中日および準集中日を回避した日程で開催するよう努めております。なお、第111回定時株主総会は2019年6月18日に開催しました。
その他	2005年より毎年当社Webサイトに招集通知を掲載しており、2016年より招集通知発送前にTDnet及び当社Webサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	Webサイトに公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期及び第2四半期に東京で決算説明会を開催するとともに、中期経営計画説明会を開催しております。2018年度決算に関する説明会の実施状況は以下のとおりです。 1. 2018年11月19日 第2四半期決算説明会(説明者 代表取締役社長) 2. 2019年5月23日 決算説明会(説明者 代表取締役社長)	あり
IR資料のホームページ掲載	Webサイト(http://www.nissei-gtr.co.jp/ir/)に、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会(招集通知、決議通知を含む)IRスケジュール等、投資家向けの情報を適時に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署:経営企画部 問い合わせ先責任者:取締役常務執行役員 阿部 正英	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業憲章(ニッセイ企業憲章)の中で、ステークホルダーの立場を尊重するための行動基準を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境・社会報告書を作成し、Webサイトに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する方針(ディスクロージャーポリシー)を定め、Webサイトに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および子会社は、経営の有効性・効率性を追求するとともに、業務の適正を確保するため、リスク管理体制のもとにコンプライアンスの意識を高め、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことで内部統制システムを構築・運用していくことが経営者の責任であると考えております。取締役会で決議した内部統制システムに関する基本方針の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を設置・運営する。コンプライアンス委員会は、当社および子会社におけるコンプライアンス活動（教育啓蒙活動、相談通報窓口運営）を統括する。
- (2) 当社は、「ニッセイコンプライアンス行動基準」を制定し、教育等を通じ当社および子会社の取締役等および使用人の意識を高める。
- (3) 当社は、法令・諸規則等に反する行為を早期に発見し是正するため、内部通報制度を設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る情報を文書（議事録・稟議書・契約文書・会計帳簿等）に記録し、「文書管理規程」に基づき適切に管理・保存する。また、監査役は当該文書をいつでも閲覧・謄写できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、代表取締役社長を委員長として「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」に基づき当社および子会社のリスク管理を推進する。
- (2) 当社は、リスク管理委員会の下部組織として「コンプライアンス委員会」、「PL委員会」、「情報管理委員会」、「安全衛生委員会」、「環境管理委員会」を設置し、コンプライアンス、PL、情報漏洩、自然災害、労働災害、健康障害、環境等の全社横断的リスクについて、定期的に評価し適切な対策を検討実施する。
リスク管理委員会は、各委員会の年度方針・活動計画の承認、取締役会への報告および活動状況の監督を行う。
- (3) 各部門の所管業務に付随する固有のリスク対応は、当該部門の担当執行役員等が実施する。

4. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、社内組織上の執行役員制度を設け、業務執行と監督を分離し、意思決定の迅速化とガバナンスの強化を図る。執行役員は取締役もしくは従業員の中から取締役会にて選任され、担当する部門の業務執行の責任を負う。
- (2) 取締役会は、経営理念に基づく経営計画の審議および経営上の重要事項の決定ならびに業務執行の監督を行う。
- (3) 当社は、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を原則月2回以上開催し、取締役会から委任された重要案件および重要な業務執行の審議等を機動的に行う。
- (4) 執行役員は、重要な職務の執行状況を、取締役会に報告する。
- (5) 執行役員は、使用人の権限について規定した「職務権限規程」および各部門の役割分担について規定した「業務分掌規程」に基づき業務執行を行う。
- (6) 当社は、「子会社管理規程」等を制定し、子会社に対して当社の事前承認を受けるべき事項および報告する事項等を定めることにより、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制をとる。

5. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、経営の自主性および独立性を維持しつつ、当社の親会社であるブラザー工業株式会社のグループ全体の経営の適正な運営に貢献するため、同社が定める「関係会社管理規程」等に基づき、重要な業務執行状況の報告等を行う。
- (2) 当社および子会社の取締役等および使用人は、経営理念および行動基準を定めた「ニッセイ企業憲章」に基づき業務を行う。

6. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当該株式会社への報告に関する体制

- (1) 当社は、子会社に対して当社の事前承認を受けるべき事項および報告する事項等を定めた「子会社管理規程」等に基づき子会社管理を実施する。
- (2) 当社は、子会社の取締役等を当社の取締役・執行役員等が兼務することにより、子会社の業務執行状況を把握する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、その使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役の要請に応じ、その職務を補助すべき使用人として専属スタッフを置く。
- (2) 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事異動等については、予め監査役の同意を必要とする。
- (3) 当該使用人の人事評価については、監査役が行う。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役等および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款・企業憲章等に違反する事実を発見した場合、またはそのおそれがある場合は、当該事実を監査役へ報告する。
- (2) 当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役等および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の立案する監査活動等に必要となる費用の計画に基づき、その費用を適時前払または償還する。また立案された計画以上の費用が必要な場合は、監査役から代表取締役または取締役会への要請に応じて追加する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、戦略会議、リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。
- (2) 監査役は、必要に応じ各部門に対し、監査に必要な資料の閲覧および質問への回答等、監査の協力を求めることができるものとし、協力を求められた部門は必ずこれに応じることとする。

(3) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と定期的に会合を開き、会計監査および業務監査等の内容説明を受けるとともに、意見交換を行うなど適切な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、ニッセイ企業憲章を策定し、良き企業市民であるとともに3つの満足(顧客・株主・従業員)を追求するための行動基準を定めております。その中で、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には断固として対決する旨を規定しております。

また、上記の企業憲章は当社ホームページに掲載するとともに、当社の役員及び使用人はニッセイ企業憲章カードを常に携帯することとしております。さらに、当社は「愛知県企業防衛対策協議会」に加入しており、反社会的勢力に関する情報収集及び不当要求等への適切な対応についての啓発を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、監査役会設置会社として、取締役の職務執行を監査役が監査する体制を基本とし、取締役会、監査役会、会計監査人のほか、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を設置しております。

当社の取締役会は毎月の定例取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会において経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。

社内組織上の執行役員制度を設け、業務執行と監督を分離し、意思決定の迅速化とガバナンスの強化を図っております。

また、リスク管理体制の充実のために、リスク管理委員会を頂点として5つの委員会をリスク管理委員会の下部組織として設置しております。

< 適時開示体制の概要 >

1. 当社の情報開示体制

当社及び当社子会社の開示情報(インサイダー情報、適時開示情報)については、社内規程に基づき、意思決定機関又は意思決定者による重要事項の決定等を行った後、情報取扱責任者の指示により、直ちに情報開示担当部門を通じて情報開示を行っています。

2. 情報開示体制の適正性の確保

開示情報は、社内規程に基づき、意思決定機関／意思決定者に伝達される体制となっており、開示情報に該当するか否かの判定に際して疑義が生じた場合には、判定担当部門が適宜関係部門と協議し、該否判定を行っております。

3. 情報開示体制の充実

その他、開示情報に係る関連法令もしくは諸規則の改訂があった場合には、その都度、社内規程の改訂、社内体制の見直しを行い、関係者及び関係部門への周知徹底を図っています

